

お知らせ

12月3日から9日までは「障がい者週間」 ～障がいへの関心や理解を深めてみませんか～

問い合わせ 障がい福祉課支援推進担当(1階⑧番窓口)

「障がい者週間」は、障がい者福祉への関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野での活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。一人一人が障がいに対する理解を深めるとともに、配慮とご協力をお願いします。

障がい者手帳とは

障がい者手帳は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の総称です。障がいの等級や程度を表すもので、障がい者であることの証明にもなり、さまざまな支援を受けることができます。

※申請方法などは、担当へご相談ください。

◆身体障がい者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人に交付されます。障がいの程度により1級から6級までに区分されます。

◆療育手帳

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター(知的障がい者更生相談所)の判定で知的障がいと認定された人に交付されます。④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)に区分されます。

◆精神障がい者保健福祉手帳

一定の精神疾患(障がい)や発達障がいがある人に交付されます。重度のものから順に1級から3級までに区分されます。



ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人などが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたものです。障がい福祉課(1階⑧番窓口)で配布しています。ヘルプマークをつけている人を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



障がい者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障がい者の法律相談に弁護士がお答えします。障がい者本人に限らず、家族、関係者からの相談も受け付けます。

日時 12月9日(金) 午前10時～午後4時

相談専用電話 ☎048-864-1666

相談専用FAX ☎048-864-1677

※FAXでの相談を希望する場合は、連絡先を記入してください。

※相談専用電話およびFAXは、相談実施日のみ利用できます。

費用 無料(電話代は相談者負担)

申し込み 不要

問い合わせ 埼玉弁護士会法律相談センター

☎048-710-5666

お知らせ

埼玉県知事表彰受賞者を紹介します

問い合わせ 政策秘書課秘書担当

11月14日、埼玉県知事表彰表彰式において、表彰された受賞者をご紹介します。(敬称略)

埼玉県表彰規則による知事表彰 関口基男(地方自治功労)